

琉球大学生向け 日本学生支援機構奨学金「給付・貸与中の異動手続き」

異動とは、奨学生の身分・情報等に何らかの変動があったことをいいます。主なものは、「改氏名」、「住所変更」、「休学」、「退学」、「奨学金の休止・辞退」、「連帯保証人等の住所変更」等です。

事由毎に手続きが異なりますので下記を参考のうえ、事前に奨学金窓口（共通教育棟 1 号館 1 階 TEL：098-895-8136）へご相談ください。

<給付奨学金>

異動の内容	異動の種類	手 続 き	備 考
名前が変わった	改氏名	①「改氏名届（所定様式）」と「公的証明書（戸籍抄本・謄本等）」を奨学金窓口へ提出 ※ 姓のみの変更の場合は公的証明書の提出不要 ② 奨学金振込口座の名義変更（金融機関でご自身による手続き）	[公的証明書について] ・住民票を提出する場合は変更前後の記載が必要 ・運転免許証は表裏の両面をコピー
奨学生の住所が変わった	住所変更	スカラネット・パーソナルで「在籍報告」手続き時に届出	
休学する 留学のため休学する	奨学金の休止	「異動願（届）（所定様式）」を奨学金窓口へ提出	第一種奨学金を併給している場合、併給調整は解除
奨学金が不要になった 他の奨学金と併給できない	本人都合による停止	「異動願（届）（所定様式）」を奨学金窓口へ提出	第一種奨学金を併給している場合、併給調整は維持
休止又は停止から支給を再開する	交付の再開（復活）	「異動願（届）（所定様式）」を奨学金窓口へ提出	機構による審査あり
退学する	退学	「異動願（届）（所定様式）」を奨学金窓口へ提出	退学（支給終了）後、再度の申し込みは不可
受領資格のない奨学金が振り込まれた*	返金手続き	①「奨学金払戻振込用紙（所定様式）」を奨学金窓口で受け取り ② 必要事項を記入し金融機関の窓口へ提出。返還額の払い戻し	※退学や通学形態の変更が遅れ、奨学金の過支給を受けた場合等

① 自宅外から自宅通学になる ② 自宅から自宅外通学になる	通学形態の変更	①の者は、スカラネット・パーソナルで「在籍報告」手続き時に届出※1 ②の者（自宅→自宅外） ・スカラネット・パーソナルで「在籍報告」手続き時に届出※2 ・「通学形態変更届（所定様式）」を奨学金窓口へ提出 ・「通学形態変更届兼自宅外証明書送付状（所定様式）」と「証明書類（賃貸借契約書等）」を奨学金窓口へ提出	※休・停止中の者は窓口での手続きが必要 ※過支給分は次の支給月額で調整（例外あり）。調整できない場合は、返金手続きが必要
転学・編入学する （転学等後も奨学金の継続を希望）	転学・編入学の手続き	①「転学奨学金継続願（所定様式）」又は「編入学奨学金継続願（所定様式）」を奨学金窓口へ提出 ② 奨学金窓口から転出校へ①を送付	機構による審査あり
転学部する	転学部の手続き	「転学部（科）届（所定様式）」を奨学金窓口へ提出	転学部後に、転学部前と同様のカリキュラムを繰り返す場合は支給不可
在学したまま留学する	—	手続き不要（奨学金窓口で確認が必要）	
海外留学支援制度（協定派遣）を利用して留学する	本人都合による停止	「異動願（届）（所定様式）」を奨学金窓口へ提出	
官民協働海外留学支援制度を利用して留学する	—	手続き不要（奨学金窓口で確認が必要）	

<貸与奨学金>

異動の内容	異動の種類	手続 き	備 考
名前が変わった	改氏名	①「改氏名届（所定様式）」と「公的証明書（戸籍抄本・謄本等）」を奨学金窓口へ提出 ※ 姓のみの変更の場合は公的証明書の提出不要 ② 奨学金振込口座の名義変更（金融機関でご自身による手続き）	[公的証明書について] ・住民票を提出する場合は変更前後の記載が必要 ・運転免許証は表裏の両面をコピー
奨学生の住所が変わった	住所変更	スカラネット・パーソナルで「奨学金継続願」手続き時に届出	
連帯保証人又は保証人の住所が変わった	連帯保証人・保証人の住所変更	「住所変更届（所定様式）」を奨学金窓口へ提出	住民票記載住所が変更になった場合に提出

本人以外の連絡先の住所が変わった	本人以外の連絡先の住所変更	「住所変更届（所定様式）」を奨学金窓口へ提出	現在住んでいる住所が変わった場合に提出
連帯保証人又は保証人を変更する（人的保証のみ）	連帯保証人・保証人の変更	「連帯保証人・保証人等変更届（所定様式）」と新たに選任する者に係る添付書類※を奨学金窓口へ提出	※新連帯保証人 印鑑登録証明書、収入に関する証明書類 ※保証人 印鑑登録証明書
本人以外の連絡先を変更する（機関保証のみ）	本人以外の連絡先の変更	「連帯保証人・保証人等変更届（所定様式）」を奨学金窓口へ提出	
休学する 1ヶ月以上長期欠席する	奨学金の休止	「異動願（届）」を奨学金窓口へ提出	・自己都合による休止（中断）は不可 ・休止が2年を超過する場合は奨学生の資格を喪失（辞退手続きが必要） ・休止が認められない場合あり（修得単位数を確認）
復学する 休止から貸与を再開する	交付の再開（復活）	「異動願（届）（所定様式）」を奨学金窓口へ提出	復学する前月までに手続き
退学する	退学	①「異動願（届）（所定様式）」を奨学金窓口へ提出 ② 機構承認後、返還手続き	
奨学金が不要になった	交付の辞退	①「異動願（届）（所定様式）」を奨学金窓口へ提出 ② 機構承認後、返還手続き	辞退後の「辞退の取り消し」は不可
受領資格のない奨学金が振り込まれた※	返金手続き	①「奨学金払戻振込用紙（所定様式）」を奨学金窓口で受け取り ② 必要事項を記入し金融機関の窓口へ提出。返還額の払い戻し	※退学や通学形態の変更が遅れ、奨学金の過支給を受けた場合等
転学・編入学する （転学等後も奨学金の継続を希望）	転学・編入学の手続き	①「転学奨学金継続願（所定様式）」又は「編入学奨学金継続願（所定様式）」を奨学金窓口へ提出 ② 奨学金窓口から転出校へ①を送付	第一種奨学金の場合、転学等後の学校の標準修業年限から、転学等前で貸与を受けていた期間が除かれる
転学部する	転学部の手続き	「転学部（科）届（所定様式）」を奨学金窓口へ提出	第一種奨学金の場合、転学部後標準修業年限から、転学部前で貸与を受けていた期間が除かれる
緊急採用で採択されたが、次年度も継続したい（第一種のみ）	緊急採用者の奨学金継続	①「奨学金継続に係る申告書（所定様式）」、「緊急採用（第一種）奨学金継続願（所定様式）」を奨学金窓口へ提出 ② 人的保証の場合は①の他、連帯保証人及び保証人の印鑑登録証明書を添付	毎年の継続申請が必要 ※ 対象者には奨学金窓口から連絡
・在学したまま留学する ・留学する（留学期間が3ヶ月未満）	—	手続き不要（奨学金窓口で確認が必要）	

休学して留学する (留学期間が3ヶ月以上)	①奨学金の休止 (振込希望なし) ②留学奨学金継続手続 (振込希望あり)	①の場合:「異動願(届)」を奨学金窓口へ提出 ②の場合:「留学奨学金継続願」、「入学許可書(和訳)(英語)」、「アカデミックカレンダー」を奨学金窓口へ提出	留学先が大学、短期大学、大学附属の語学学校であること。 上記以外は留学として認められず、休止手続が必要
海外留学支援制度(協定派遣)又は官民協働海外留学支援制度を利用して留学する	—	留学中の身分を問わず手続不要(奨学金窓口で確認が必要)	
卒業延期*のため貸与期間を延長したい(第二種のみ)	貸与期間の延長	「第二種奨学金貸与期間延長願(指定様式)」を奨学金窓口へ提出	※留学、疾病、ボランティア活動、被災による場合に限る
貸与月額を変更(増額・減額)したい(本人都合)	貸与月額の変更	①「第一種(又は第二種)奨学金貸与月額変更願(届)(所定様式)」を奨学金窓口へ提出 ② 人的保証で増額希望の場合は①の他、連帯保証人及び保証人の印鑑登録証明書を添付	
① 自宅から自宅外通学になった ② 自宅外から自宅通学になった	通学形態変更に伴う貸与月額の変更	①「第一種奨学金貸与月額変更願(届)(所定様式)」を奨学金窓口へ提出 ② 人的保証で増額になる場合は①の他、連帯保証人及び保証人の印鑑登録証明書を添付 ③ 通学形態が分かる書類を提出(賃貸借契約書又は住民票)	・給付奨学金併給者で在籍報告時に、自宅外から自宅への変更手続をしている場合、本手続は不要 ※自宅から自宅外の変更者は必要
利率算定方法を変更したい(第二種)	利率算定方法の変更	①「第二種利率算定方法変更届(所定様式)」を奨学金窓口へ提出 ② 人的保証の場合は①の他、連帯保証人及び保証人の印鑑登録証明書を添付	
返還方式を変更したい(第一種 機関保証のみ)	返還方式の変更	「第一種奨学金 返還方式変更届」を奨学金窓口へ提出	
人的保証から機関保証に変更したい ※連帯保証人又は保証人が亡くなった等で代替の方がいない場合	保証制度の変更	「保証の変更依頼書(所定様式)」と「保証変更に伴う返還誓約書変更届(所定様式)」を奨学金窓口へ提出	・機関保証から人的保証への変更は不可 ・変更時に保証料の一括支払いが必要